

病院だより

医療費と消費税のお話

町立和寒病院 事務長 瀬川 満

町立病院が税務署に消費税を支払っていることをご存じでしょうか。

昨年4月から皆さんが買い物するときに、消費税が8%で課税されています。お買い物をした際に渡されるレシートに消費税分がいくらかと表示されますので、自分でいくら消費税を支払ったかがわかります。

普段、皆さんが病気のやけがで病院にかかったときに支払っていた診療費は、厚生労働省が決める診療報酬点数の1点を10円として計算されます。例として初診料であれば、282点なので2,820円、再診料であれば62点で620円、そして社会保険等に加入されていて3割負担の方であれば、それぞれ846円、186円を支払っていただくこととなります。(10円未満は四捨五入)



この診療報酬に対して消費税は非課税とされ、患者さんから消費税はいただいていませんが、診療をおこなうための医薬品、材料、設備などには消費税を支払いますので、病院が支払っている消費税を補てんする形で2年毎の診

療報酬の改定に合わせて昨年の消費税増税分を含めた改定がおこなわれ、先ほどの初診料が294点、再診料も65点とそれぞれこの4月に改定されたところです。

しかし、病院が自由に料金を決めることができる健康診断、インフルエンザの予防接種など保険外診療、自由診療と呼ばれる診療には消費税を課税しなければならないことになっています。町立病院でもそのような課税売上が毎年約3千万円あり、そのなかに含まれる消費税を税務署に納めなければならないこととなります。ただ、先に書いたように課税売上に対する経費があり、それには消費税が課税されていますので、売上にかかる税額から仕入れにかかる税額の差額を納付することになります。

町立病院では、消費税課税対象の保険外診療料金を昨年4月の消費税増税後も据え置きましたが、今年4月から料金改定をおこない、増額させていただきましたので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。なお、ご不明な点、詳しくは町立病院までお問い合わせください。



自衛官等募集

■受験種目	■応募資格	■受付期間	■試験期日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満 (平成28年4月1日現在)	平成27年8月1日(土) ～9月8日(火)	平成27年9月18日(金) または9月19日(土)
自衛官候補生 (男子)	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)	通年	平成27年6月19日(金)、 6月20日(土)(旭川市)
自衛官候補生 (女子)	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)	平成27年8月1日(土) ～9月8日(火)	平成27年9月25日(金) (名寄市)
航空学生	18歳以上(高卒、見込み含む) 21歳未満(平成28年4月1日 現在)	平成27年8月1日(土) ～9月8日(火)	平成27年9月23日(水) (旭川市)



■興味のある方は、お気軽に下記までご連絡ください。
 自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所
 住所 〒096-0011 名寄市西1条南9丁目45
 TEL 01654-2-3921
 ※受験申込は、和寒町役場総務課でもしています。